

広島県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十四年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中央内科クリニック	呉市広中町一二番五号	平成二十四年二月二十六日
吉本医院	呉市蒲刈町田戸七九三番地	平成三年一月五日
株式会社広島メディクスもたろう薬局焼山店	呉市焼山中央二丁目九番二〇号	平成二十四年二月二十九日
土生本通り薬局	尾道市因島土生町一八九九番地一四	平成二十四年二月二十九日
下地内科クリニック	安芸郡坂町横浜西一丁目一番一号	平成二十四年一月四日